



避難行動要支援者名簿

への登録をお願いします

問 福祉課 ☎内線 2 3 4 （災害に対する備えについては総務防災課 ☎内線 3 2 3）

避難行動要支援者名簿とは？

1人暮らしの高齢者や障がいがある人など、災害時に自力では避難することができず、何らかの手助けを必要とする人の名簿で、情報提供についての同意をいただいたうえで、避難支援や安否確認のため避難支援等関係者（警察、消防などを想定）に名簿を提供し活用するものです。



「名簿への登録対象者」

自宅にお住まいで、避難時に自力で避難することが困難な次の人が対象です。

- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 要介護認定者（要介護1～5）
- ③ 身体障害者手帳保持者
- ④ 療育手帳保持者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳保持者
- ⑥ 妊産婦・乳幼児のいる世帯
- ⑦ 難病患者
- ⑧ ひとり親世帯
- ⑨ ①～⑧の要件に該当せず、災害時に自力で避難することが困難な人

※ 詳しくはお問い合わせください

「名簿へ登録する情報」

本人の情報

- ① 住所
- ② 氏名
- ③ 生年月日
- ④ 連絡先
- ⑤ 支援が必要な理由
- ⑥ 身体や暮らしの状況



緊急連絡先の情報

- ① 緊急連絡先氏名
- ② 本人とのご関係
- ③ 住所
- ④ 連絡先

避難行動要支援者名簿への登録方法

令和5年1月31日時点で新たに避難行動要支援者名簿の登録対象者（上記①～⑧）になった人に「避難行動要支援者の避難行動支援についてのお知らせ」と「避難行動要支援者名簿登録同意書」を2月中旬に郵送でお送りします。必要事項を記入のうえ、3月24日（金）までに同封の返信用封筒で返信してください。

CHECK!

今後新たに登録対象者になる人で、避難行動要支援者名簿への登録を希望する場合は、随時登録の申込みを受付けていますので、福祉課までお問い合わせください。



避難行動要支援者名簿登録同意書の提出や同意をすることで、避難支援等関係者から災害発生時における避難行動の支援を受ける可能性が高まりますが、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者は、法的責任や義務を負うものではありません。